

一、是に、労働者現時の状態を以てして、容易に解決をねらふべしとせば、思はず、是に於て、労働者は互の意識向上を固くせしむるに利益を希求するに非ざるべし。茲に自治憲法を組織し、労働者の解決を濫用の内にも、然らざるべし。労働者として、労働者の役を急務せんとすべし。時代の使命に迫れり。同志の奮闘に、吾等も加はるべし。

大正十年十一月 日

市電業機械工業会創立事務所

創立委員 長官 佐藤 之

敬